

令和7年12月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和6年(ワ)第220号 共通義務確認請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月12日

判 決

さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号埼玉県生活協同組合連合会内

原 告

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

同 代 表 者 理 事

池 本 誠 司

同訴訟代理人弁護士

木 村 智 博

同

長 田 淳

同

松 苗 弘 幸

同

宮 西 陽 子

同

佐 藤 徳 典

同

木 下 真 由 美

東京都新宿区新宿六丁目27番56号

被 告

ライフティ株式会社

同代表者代表取締役

栗 原 達 裕

同訴訟代理人弁護士

柳 原 悠 輝

同

前 田 竣

同

山 根 祐 輔

同

竹 村 直 樹

同

宮 下 俊 満

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

- (1) 被告と対象消費者との間で平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間に締結された、対象消費者と株式会社ビューティースリーとの間の全身脱毛の施術に係るエステティック契約の対価の立替払を内容とする個別信用購入あっせん関係受領契約に基づき支払われた賦払金相当額の不当利得返還の支払義務
- (2) 上記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する履行請求の日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払義務

第2 事案の概要

- 1 本件は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）2条10号にいう特定適格消費者団体である原告が、信販会社である被告に対し、別紙対象消費者目録記載の対象消費者（以下「本件対象消費者」という。）は、株式会社ビューティースリー（以下「本件脱毛エステ業者」という。）との間で締結した全身脱毛の施術に係るエステティック契約（以下「本件脱毛エステ契約」という。）の施術代金について、被告との間で個別信用購入あっせん関係受領契約（以下「本件クレジット契約」という。）を締結したが、本件クレジット契約を、割賦販売法（以下「割販法」という。）35条の3の11第1項2号に基づきクーリング・オフにより解除し、又は割販法35条の3の15第1項に基づき不実告知により取り消したと主張して、特例法3条1項2号に基づき、被告が本件対象消費者に対して既払の賦払金相当額の不当利得返還義務を負うことの確認を求めるとともに、特例法3条1項柱書括弧書に基づき、これに対する履行請求をした日から各支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払義務を負うことの確認を求めて、特例法2条4号

所定の共通義務確認の訴えを提起した事案である。

2 前提事実（特に証拠等を掲げない事実については当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成30年4月24日に令和4年法律第59号による改正前の特
例法65条1項により内閣総理大臣の認定を受け、令和6年3月29日に特
例法75条によりその有効期間の更新を受けた特定適格消費者団体である
（甲1、弁論の全趣旨）。

イ 被告は、信販事業等を営む株式会社であり、主にエステティック業者と顧
客との間の全身脱毛の施術に係るエステティック契約の施術代金について、
業として個別信用購入あっせん関係受領契約の締結を行っている（弁論の全
趣旨）。

ウ 本件脱毛エステ業者は、「シースリー」という屋号で、関東圏を中心として
全国63店舗のエステティックサロンを運営していた法人である（弁論の全
趣旨）。

(2) 本件脱毛エステ契約及び本件クレジット契約の締結等

ア 本件対象消費者は、平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間
に、本件脱毛エステ業者との間で、概要、以下の内容で、本件対象消費者が
本件脱毛エステ業者から全身脱毛の施術に係るエステティックサービスを受
けることを内容とする「全身脱毛無制限コース」などと称する本件脱毛エ
ステ契約を締結した。

(ア) 役務提供期間 契約日より1年間

(イ) 施術回数 有償4回

5回目以降無償、期間及び回数無制限

(ウ) 施術代金 28万円前後

（有償施術の単価約10万円に回数4回を乗じた金額から割引金額を控
除した金額であり、具体的な金額は本件対象消費者ごとに若干異なる。）

(甲36の1～3、弁論の全趣旨)

イ 本件対象消費者は、本件脱毛エステ契約締結と同じ頃、被告との間で、本件対象消費者の委託により、被告が本件脱毛エステ業者に対して本件脱毛エステ契約の施術代金を立替払し、立替代金に手数料を加えた額を、本件対象消費者が被告に対して数か月以上の分割払により支払うとの内容の本件クレジット契約を締結した。

本件クレジット契約の締結に際して本件対象消費者に交付された契約書(以下「本件クレジット契約書」という。)の「提供又は付帯される役務・権利の内容」欄には、おおむね次の(ア)又は(イ)のような記載がされていた(ただし、金額欄記載の具体的な金額は、本件対象消費者ごとに若干異なる。また、役務期間欄記載の期間はいずれも1年であるが、始期及び終期は本件対象消費者ごとに異なる。)。

(ア)

商品(役務)名	数量	金額(税込)
脱毛コース一式	1	39万9870円
5回目以降無料サービス(上記コース)		
特別割引5	1	-15万円
合計		24万9870円

役務期間：(自)2023年4月15日～(至)2024年4月14日

役務内容：美容脱毛

(イ)

商品(役務)名	数量	金額(税込)
光速プレミアム全身脱毛コース (全部付き)	4	10万9975円
5回目以降無料サービス(上記コース)		

特別割引 5	1	- 1 5 万円
合計		2 8 万 9 9 0 0 円

役務期間：(自) 2023年6月27日～(至) 2024年6月26日

役務内容：美容脱毛

(甲38、乙4、弁論の全趣旨)

(3) 本件脱毛エステ業者の破産等

5 本件脱毛エステ業者は、令和5年9月25日、東京地方裁判所において破産
手続開始決定(同裁判所令和5年(フ)第5900号)を受け、事業を停止し
た(甲3)。

(4) FAVORIX BEAUTY株式会社(以下「FAVORIX社」という。) によるキャンペーンの実施

FAVORIX社は、本件脱毛エステ業者の破産手続開始決定以降、エステ
ティック業界に対する風評被害や忌避感等の悪影響を払拭することを目的と
して、本件対象消費者に対し、当面の間、年1回に限って無料で全身脱毛の施
術を行うキャンペーンを実施しているが、同社が本件脱毛エステ業者から本件
脱毛エステ契約を引き継いだことは否定している(乙7、調査嘱託)。

15 3 関係法令等

(1) 特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)について

20 特商法41条2項は、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提
供される役務で、役務提供受領者の身体の美化等の目的を実現させることをも
って誘引が行われ、役務の性質上その目的の実現が確実でないもので、政令で
定めるもの(エステ等)を「特定継続的役務」と定義し、同条1項は、特定継
続的役務を政令で定める期間(エステでは1か月)を超える期間にわたり提供
することを約し、相手方が政令で定める金額(5万円)を超える金額を支払う
契約を「特定継続的役務提供契約」と定義する。前記前提事実(1)及び(2)によれ
ば、本件脱毛エステ契約は、特定継続的役務提供契約に当たる。

特定継続的役務提供契約については、役務提供事業者は、契約締結時に契約の内容を明らかにする書面を役務提供受領者に交付する義務を課されており（特商法42条2項）、役務提供受領者は、上記書面の受領日から起算して8日を経過したときを除き、契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができる（特商法48条）。8日を経過した後は、契約を中途解約することができ（特商法49条1項）、その際には提供済み役務の対価相当額等の損害賠償額の予定の上限が定められているところ（同条2項）、これらに反する特約で役務提供受領者に不利なものは無効とされる（同条7項）。役務提供受領者は、役務提供事業者が契約締結の勧誘をするに際し、不実告知を受けて告知内容が事実であるなどと誤認し、それによって契約の申込み又は承諾をしたときは、これを取り消すことができる（特商法49条の2）。

(2) 割販法について

ア 割販法2条4項は、カード等を利用することなく、特定の役務提供事業者が行う役務提供受領者への役務提供を条件として、役務の対価に相当する金額を役務提供事業者へ交付し、役務提供受領者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（役務提供受領契約を締結した時から2月を超えない時期に受領することを除く。）等を「個別信用購入あっせん」と定義し、割販法35条の3の3は、個別信用購入あっせん業者と役務提供受領者との間の個別信用購入あっせんに係る受領の方法により受領される役務の対価に相当する金額の受領に係る契約等を「個別信用購入あっせん関係受領契約」と定義する。本件クレジット契約は、個別信用購入あっせん関係受領契約に当たる。

イ 割販法35条の3の9第1項及び第3項は、個別信用購入あっせん業者が、個別信用購入あっせんを利用する特定継続的役務提供契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みを受けたとき及び同契約を締結したときは、遅滞なく、割販法施行規則で定めるところにより、当該契約に関する

5 割販法 35 条の 3 の 9 第 2 項各号又は第 4 項各号の事項を記載した書面（以下「本件法定書面」という。）を役務提供受領者に交付しなければならない旨を定め、同条第 2 項 4 号及び同条第 4 項 4 号がそれぞれ委任する割販法施行規則 81 条 4 号及び同 83 条 4 号は、本件法定書面の記載事項として、商品の数量（役務の提供を受けることができる回数又は期間）を掲げている。

10 そして、割販法 35 条の 3 の 11 第 1 項 2 号は、個別信用購入あっせんを利用する特定継続的役務提供契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）につき、本件法定書面を受領した日から起算して 8 日を経過したときを除き、書面により、申込みの撤回又は契約の解除を行うことができる旨を定めている。

15 ウ 割販法 35 条の 3 の 15 第 1 項は、役務提供受領者は、個別信用購入あっせん業者と個別信用購入あっせんに係る契約を締結した役務提供事業者が、個別信用購入あっせんを利用する特定継続的役務提供契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、当該個別信用購入あっせん関係受領契約又は当該特定継続的役務提供契約に関する事項であって、役務提供受領者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものなどの同項各号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより、当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって当該個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、
20 これを取り消すことができる旨を定めている。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件訴えが、被告が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（特例法 2 条 4 号）に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えであるか否か（本案前の争点）

25 (原告の主張)

本件対象消費者は、いずれも本件脱毛エステ業者との間で本件脱毛エステ契

約を締結し、その対価の支払について被告との間で本件クレジット契約を締結した者であり、その請求原因は、本件クレジット契約を、契約書における役務の対価の記載、役務提供の回数及び期間の記載が違法無効であることを理由としてクーリング・オフによる解除又は不実告知による取消しをしたことであり、
5 本件対象消費者と被告との間の基本的な事実関係及び法律関係上の中心争点は共通である。本件クレジット契約書の記載について、本件対象消費者ごとに、コース名や回数等、被告の主張する相違があることは、上記結論に影響しない。

したがって、本件訴えは、被告が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（特例法2条4号）に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えである。
10

（被告の主張）

本件対象消費者の中には、本件クレジット契約の締結に際し、契約書の「提供または付帯される役務・権利の内容」欄に、「商品（役務）名」及び「数量」として「脱毛コース一式」及び「1」と記載された本件クレジット契約書を交付された者もいれば、「光速プレミアム全身脱毛コース（全部付き）」及び「4」と記載された本件クレジット契約書を交付された者もいるため、本件対象消費者の被告に対する請求を基礎づける事実関係が、本件対象消費者ごとにその主要部分において共通ではない。
15

したがって、本件訴えは、被告が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（特例法2条4号）に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えに当たらない。
20

(2) 本件訴えが、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（特例法3条4項）に該当するか否か（本案前の争点）

（原告の主張）
25

本件対象消費者による本件クレジット契約のクーリング・オフによる解除又

は不実告知取消しが認められる場合、簡易確定手続において、被告が本件対象消費者から受領した賦払金の額は振込送金記録等により容易に算定できるから、上記中心争点について本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとまではいえない。

5 FAVORIX社は、本件対象消費者につき、一部無料で脱毛の施術を行うキャンペーンを実施しているものの、同社は、本件脱毛エステ業者の破綻によるエステティック業界に対する風評被害等の悪影響を払拭する目的で、緩和措置として上記キャンペーンを実施したにすぎないのであるから、本件対象消費者の中に、これに応じて無料で施術を受けた者がいるとしても、その者が本件
10 クレジット契約についてクーリング・オフを主張して既払金の返還を請求することが、信義則違反又は権利濫用に当たるとはいえない。

また、本件対象消費者のうち本件脱毛エステ業者から役務提供を受けていた者が、本件クレジット契約のクーリング・オフによる解除又は不実告知による取消しの効果として既払金の返還を受けたとしても、それは割販法が予定する
15 ところであるから、そのことをもって、本件対象消費者による既払金の返還請求が信義則違反又は権利濫用に当たるとはいえない。

したがって、本件訴えは、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（特例法3条4項）に該当しない。

20 （被告の主張）

FAVORIX社は、本件対象消費者を含む本件脱毛エステ業者の会員に対し、一部無料で脱毛施術を行うキャンペーンを実施しているところ、本件対象消費者のうち、本件脱毛エステ契約の存在を前提として上記キャンペーンにより無料で施術を受けた者が、本件クレジット契約につきクーリング・オフによる解除又は不実告知による取消しを主張して既払金額全額の返還を求めることは、矛盾挙動であるとともに、二重の利益を得るものであり、信義則違反又
25

は権利濫用に当たる。

また、本件対象消費者の中には、本件脱毛エステ業者による本件脱毛エステ契約に基づく施術及びFAVORIX社のキャンペーンによる施術を受けたことにより、十分な役務提供を受けた者がいると考えられるところ、そのような者が受領済みの役務提供の対価に相当する部分も含めて既払金の全額の返還を求めることは、信義則違反又は権利濫用に当たる。

したがって、本件対象消費者の被告に対する不当利得返還請求の可否を判断するには、本件対象消費者ごとに信義則違反又は権利濫用の点について相当程度の審理を要し、本件脱毛エステ業者の破産管財人及びFAVORIX社から十分な説明や資料を得られていないことも踏まえると、本件訴えは、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（特例法3条4項）に該当する。

(3) 本件クレジット契約のクーリング・オフ（割販法35条の3の11第1項2号）による解除の可否（本案の争点）

（原告の主張）

ア 本件クレジット契約の与信対象取引である本件脱毛エステ契約の締結に際して本件対象消費者に交付された契約書（以下「本件脱毛エステ契約書」という。）には、提供される役務の内容等につき、有償施術4回・契約期間1年間、5回目・2年目以降無償施術・期間無制限と記載されている。しかし、本件エステ業者の施術する全身脱毛は、皮膚の表面上の一時的な除毛処理にとどまるもので、脱毛状態を維持するためには脱毛施術を繰り返す必要があり、5回目・2年目以降の施術は、社会経済的に見てそれ以前の施術と同様の市場価値を有する債務であり、実質的にこれを無償ということはできない。上記記載は、有償施術の回数・契約期間を経過すると、本件脱毛エステ業者は契約責任を負わないというものである上、役務の対価を恣意的に設定し、特商法49条2項に従い清算されるべき中途解約時の清算対象が消滅する

というものであるから、同条7項に反して違法・無効であり、本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載である。

5 本件クレジット契約書にも、本件脱毛エステ契約の記載を反映して、役務名・種類・形式欄に「脱毛コース一式」、「5回目以降無料サービス（上記コース）」、「特別割引」、「役務期間（1年間の開始日と終了日）」との記載がされている。上記記載は、本件脱毛エステ契約書の記載同様、特商法に反して違法・無効であり、与信対象取引である本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載である。

10 イ また、本件クレジット契約書には、役務提供期間が無制限であることの記載がなく、「役務の提供期間」及び「役務の提供を受けることができる回数若しくは期間」の記載を欠いている。役務期間欄の1年間の記載を削除し、無制限と記載すべきであった。

15 ウ したがって、被告は、本件対象消費者に対して本件法定書面を交付したとはいえないから、本件クレジット契約のクーリング・オフ期間は経過しておらず、本件対象消費者は、本件クレジット契約につきクーリング・オフによる解除をすることができる。

(被告の主張)

20 本件脱毛エステ契約における役務提供期間及び回数について、契約当事者間には、本件脱毛エステ業者が本件対象消費者に対し、1年間に4回有償で全身脱毛の施術を提供し、1年経過後又は5回目以降は無償・期間無制限で全身脱毛の施術を提供するとの合意があったのであるから、本件クレジット契約書には、上記合意内容を前提とした記載があれば足りるところ、本件クレジット契約書には、有償での役務提供期間が1年間4回であることが記載されており、
25 無償での役務提供期間についても、「5回目以降無料サービス」との記載から期間が無制限であること（回数が無制限であればそれに対応する期間も無制限となること）を読み取ることができるから、役務提供期間に関する記載に欠け

るところはない。

仮に、本件クレジット契約書の記載のみでは無償での役務提供期間の記載に欠けるとしても、本件脱毛エステ契約締結の際に本件脱毛エステ業者から本件対象消費者に交付された事前説明書（甲 4 の 3、3 6 の 3）に「全身脱毛無制限コース」との記載があることや、同様に交付された脱毛品質保証書（甲 5、3 7）に役務提供の対応期間として「保証期限：期限を定めない」との記載があることなどからすれば、無償での役務提供期間が無制限であることは明確に表示されており、本件対象消費者が役務提供期間について正確な認識を有していることなどを併せて考慮すれば、本件クレジット契約書の記載について、本件法定書面が交付されていないと評価されるほどの重大な瑕疵があるとはいえない。

したがって、被告は、本件クレジット契約締結時に、本件対象消費者に対して本件法定書面を交付しているから、いずれの本件対象消費者についても、クーリング・オフの期間を経過しており、クーリング・オフにより解除することはできない。

(4) 本件クレジット契約の不実告知による取消し（割販法 3 5 条の 3 の 1 5 第 1 項）の可否

（原告の主張）

被告から本件クレジット契約締結の媒介を委託された本件脱毛エステ業者は、本件対象消費者に対し、本件クレジット契約の締結を勧誘するに際して、「無償施術期間無制限」「期間無制限の脱毛品質保証」などの表示を強調することで、本件対象消費者に、無償での役務提供期間において施術の不履行や中途解約が生じた場合には本件脱毛エステ業者に清算義務が生じないとの誤認を生じさせた。また、本件脱毛エステ業者は、本件脱毛エステ契約と同様の契約条件を大半の顧客に約束していたところ、かかる商法は、年数が経過するほど無償施術を請求する顧客が累積することとなり、経営が破綻することが必至

である。それにもかかわらず、本件脱毛エステ業者は、本件クレジット契約の締結を勧誘するに際して、本件対象消費者に対し、無償で、期間及び回数を無制限として全身脱毛の施術を受けられるかのように表示した。

本件クレジット契約の締結を勧誘する際のこれらの表示は不実告知に当たり、本件対象消費者は、割販法35条の3の15第1項により、本件クレジット契約を取り消すことができる。

(被告の主張)

本件脱毛エステ契約及び本件クレジット契約の締結に際し、本件脱毛エステ業者がした「無償施術期間無制限」等の表示は、有償期間1年間の後、無償で期間無制限として施術を提供することを内容とする本件脱毛エステ契約の契約内容と合致するものであるから、不実の告知には当たらない。また、契約者が脱毛の効果に満足した場合や、年代及びライフステージの変化等の事情によって脱毛の必要がなくなることがあり得るため、本件脱毛エステ契約の契約構造は破綻することが必至の商法であるとはいえないから、無償施術期間無制限との表示は不実の告知には当たらない。

したがって、本件対象消費者は、割販法35条の3の15第1項により本件クレジット契約を取り消すことはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件訴えが、被告が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」(特例法2条4号)に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えであるか否か)について

(1) 共通義務確認の訴えは、事業者が負うべき金銭支払義務が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」(特例法2条4号)に基づくものであることを要するところ、「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」とは、個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、かつ、その基本的な法的根拠が共通であることをいうものと解するのが

相当である。

(2) これを本件についてみると、本件対象消費者は、いずれも本件脱毛エステ業者との間で本件脱毛エステ契約を締結し、同契約の施術代金について、被告との間で本件クレジット契約を締結した者らであり（前記前提事実(2)）、本件対象消費者の請求を基礎づける事実関係は、その主要部分においていずれも共通している。また、その法的根拠についても、本件クレジット契約書に記載不備があることや、同契約の締結を勧誘する際に交付された書面に誤認を生じさせる表示があることから、本件クレジット契約をクーリング・オフにより解除し又は不実告知により取り消したことで、既払の賦払金相当額に係る不当利得返還請求権を有することを理由とするもので、基本的な法的根拠がいずれも共通している。

したがって、本件訴えは、被告が「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（特例法2条4号）に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えであるというべきである。

(3) この点につき被告は、本件対象消費者の中には、本件クレジット契約の締結に際し、契約書の「商品（役務）名」及び「数量」として「脱毛コース一式」及び「1」と記載された本件クレジット契約書を交付された者もいれば、「光速プレミアム全身脱毛コース（全部付き）」及び「4」と記載された本件クレジット契約書を交付された者もいるため、本件対象消費者の被告に対する請求を基礎付ける事実関係が、本件対象消費者ごとにその主要部分において共通ではない旨を主張する。

しかしながら、前記前提事実(2)イによれば、被告が指摘する本件クレジット契約書の記載の差異は、有償施術4回から成る脱毛コース一式を「数量1」と表示するか、各回の脱毛施術を「数量1」とし、それが4回分あると表示するかの違いにすぎず、これをもって、本件対象消費者の被告に対する請求を基礎付ける事実関係の主要部分に差異があるとはいえず、この点は、上記(2)の判断

を左右しない。

したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

2 争点(2) (本件訴えが、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」(特例法3条4項)に該当するか否か) について

(1) 特例法は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害等を集団的に回復するため、共通義務確認訴訟において、事業者がこれらの消費者に対して共通の原因に基づき金銭の支払義務を負うべきことが確認された場合に、当該訴訟の結果を前提として、簡易確定手続において、対象債権の存否及び内容に関し、個々の消費者の個別の事情について審理判断をすることを予定している(同法2条4号、7号参照)。そうすると、特例法3条4項により簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとして共通義務確認の訴えを却下することができるのは、個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合であると解される(最高裁令和4年(受)第1041号同6年3月12日第三小法廷判決・民集78巻1号1頁参照)。

(2) この点につき被告は、本件対象消費者のうち、本件脱毛エステ契約の存在を前提としてFAVORIX社のキャンペーンにより無料で脱毛の施術を受けた者や、本件脱毛エステ業者による施術等により十分な役務提供を受けた者が、本件クレジット契約につきクーリング・オフによる解除又は不実告知による取消しを主張して、受領済みの役務提供の対価に相当する部分も含めて既払金額全額の返還を求めることは、信義則違反又は権利濫用に当たる旨を主張する。

しかしながら、FAVORIX社は、本件脱毛エステ業者の破産手続開始決定以降、エステティック業界に対する風評被害や忌避感等の悪影響を払拭する

5 ことを目的として、本件対象消費者に対し、当面の間、年1回に限って無料で全身脱毛の施術を行うキャンペーンを実施したにすぎず、本件脱毛エステ業者から本件脱毛エステ契約を引き継いだことは否定しているのであるから（前記前提事実(4)）、FAVORIX社による施術の目的及び頻度に照らすと、本件脱毛エステ契約の存在を前提として上記キャンペーンを受けた者が、本件クレジット契約のクーリング・オフによる解除又は不実告知による取消しを主張して既払金全額の返還を求めることが、直ちに信義則違反又は権利濫用に当たるとは言い難い。また、本件対象消費者について、受領済みの役務提供の回数に応じて信義則違反又は権利濫用に該当するか否かが争点となり得るとしても、
10 簡易確定手続において、本件脱毛エステ契約締結時から本件脱毛エステ業者破産手続開始決定時までの期間の長短（本件対象消費者の受領済みの役務提供の回数がある程度うかがわせる。）を踏まえつつ、陳述書等を含む書証の証拠調べによって本件対象消費者の受領済みの役務提供の回数を審理し、一定の回数を基準として一律に信義則違反又は権利濫用該当性について判断するなどの方法も考えられることからすれば、当該争点について、本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとまではいえない。

したがって、本件訴えが、特例法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認める
とき」に該当するとはいえず、被告の上記主張は採用することができない。

20 3 争点(3)（本件クレジット契約のクーリング・オフ（割販法35条の3の11第1項2号）による解除の可否）について

(1) 本件クレジット契約書における本件脱毛エステ契約書の記載の反映について

25 ア 原告は、本件脱毛エステ契約書の有償施術4回・契約期間1年間、5回目・2年目以降無償施術・期間無制限との記載につき、5回目・2年目以降の施術を実質的に無償ということはできず、上記記載は、有償施術の回数・契約

期間を経過すると、本件脱毛エステ業者は契約責任を負わないというものである上、役務の対価を恣意的に設定し、特商法49条2項に従い中途解約時に清算されるべき対象が消滅するというものであるから、同条7項に反して違法・無効であり、本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載であって、これを反映した本件クレジット契約書の記載も、特商法に反する違法・無効で、与信対象取引である本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載であるから、本件クレジット契約書の交付をもって本件対象消費者に本件法定書面を交付したとはいえない旨を主張する。

イ しかし、まず、本件脱毛エステ契約は、4回・1年間の有償施術に5回目・2年目以降の無償施術が付帯された契約であり、本件脱毛エステ契約書の契約期間1年間の記載が有償施術期間を指すものであることは明らかであるから、このような契約期間の記載があるからといって、5回目・2年目以降の無償施術について本件脱毛エステ業者が契約責任を負わないとの誤認を本件対象消費者に生じさせるものではないというべきである。

ウ 次に、有償の役務提供に無償の役務提供を付帯して契約した場合、特商法49条に規定する中途解約時の清算は本件法定書面に記載された単価で行うことになるから、原則として清算金は有償提供部分に発生し、無償提供部分には発生しないが、無償提供部分に係る経費が基本契約部分に転嫁されていると判断されるときは無償提供部分にも発生することがあると解される（消費者庁ホームページ掲載のWeb版特商法・解説（甲7）336頁参照）。

この点、本件脱毛エステ契約の「全身脱毛無制限コース」は医療脱毛ではなく、皮膚の表面上の一時的な除毛であり、脱毛効果が3か月程度にとどまるから（甲8、弁論の全趣旨）、5回目・2年目以降の施術もそれまでの施術と同種のものと認められる。また、本件脱毛エステ契約の施術代金はおおむね4回25万円ないし29万円、1回当たり6.25万円ないし7.25万円に設定されており（前期前提事実(2)）、大手業者の同種の施術代金が1回

5 当たり 3.3 万円（8 回以上まとめて契約する場合以外の施術代金）に設定
されていること（甲 17 の 1・2、甲 36 の 1～3）と比較すれば高額であ
ると認められる。これらの事情からすれば、無償施術部分の対価が有償施術
部分の対価にある程度含まれていると考えることにも一定の合理性がある。
10 しかし、このような理解は、無償提供部分の付帯する契約に程度の差こそあ
れいずれも当てはまる。結局のところ、有償施術の回数・契約期間経過後の
無償施術部分の対価がなお有償施術部分の対価に含まれていると判断され、
中途解約時に清算金が発生するというべきか否かは、上記の事情に加え、本
件脱毛エステ業者が顧客の実際の利用回数や利用頻度をどのように想定し
15 て「全身脱毛コース」を提供していたのか、顧客の「全身脱毛コース」の利
用状況その他諸般の事情を併せ考慮して、清算金の発生を認めるのが相当か
という観点から判断されるべき事柄である反面、先の事情のみから一般論と
してこれを決定することはできないというべきである。5 回目・2 年目以降
無償施術との記載が直ちに特商法 49 条 7 項に反して違法・無効であり、本
件脱毛エステ契約の内容を誤認させる虚偽の記載とまで断ずることはでき
20 ない。

エ そうすると、提供される役務の内容について本件脱毛エステ契約書の記載
を反映した本件クレジット契約書の記載が、原告の主張する虚偽の記載であ
ると認めることはできない。

20 そもそも、提供される役務の内容に関する本件脱毛エステ契約書の記載に
原告の主張する問題があったとしても、それは本件脱毛エステ契約の問題で
あるにすぎない。確かに、個別信用購入あっせん業者である被告は、本件脱
毛エステ契約の「全身脱毛無制限コース」の内容に関する調査義務を負って
いるから（割販法 35 条の 3 の 5、割販法施行規則 75 条ないし 77 条）、本
25 件脱毛エステ契約に原告の主張する問題があったとすれば、調査不十分のま
ま本件対象消費者との間で本件クレジット契約を締結していたとの謗りを

受けることは免れない。しかし、本件脱毛エステ契約書の記載を反映した本件クレジット契約書の記載は、提供される役務の内容を本件脱毛エステ契約書の記載に従ってそのまま特定するものであって、これが本件クレジット契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載とはいえないし、本件クレジット契約書の記載内容について、原告が主張するように、割販法ではなく特商法に従ってその適切性を検討すべきとする根拠も判然としない。

いずれにしても、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(2) 本件クレジット契約書の記載について

原告は、本件クレジット契約書には、役務提供期間が無制限であることの記載がなく、「役務の提供期間」及び「役務の提供を受けることができる回数若しくは期間」の記載を欠いており、役務期間欄の1年間の記載を削除し、無制限と記載すべきであったとして、本件クレジット契約書の交付をもって本件対象消費者に本件法定書面を交付したとはいえない旨を主張する。

この点、本件法定書面には、役務の提供を受けることができる回数又は期間の記載が必要である（割賦販売法35条の3の9第2項、第4項、割賦販売法施行規則81条4号、83条4号）。

しかしながら、前記前提事実(2)のとおり、本件脱毛エステ契約は、本件脱毛エステ業者が、本件対象消費者に対し、有償で、1年間に4回の全身脱毛の施術を提供すること及び1年間経過後又は4回目の施術を提供した後からは、無償で、期間及び回数無制限で全身脱毛の施術を提供することを内容とする契約であるところ、本件クレジット契約書には、「脱毛コース」の対価が有償であること、その役務提供期間は1年間であること、もっとも、「5回目以降無料サービス」が付帯されていることが記載されており、無償での役務提供期間につき、期間の制限がある旨が記載されておらず、かえって、5回目「以降」と記載されていることからすると（前記前提事実(2)）、本件クレジット契約書の記載をもって、本件脱毛エステ契約に基づく4回目までの脱毛の施術の対価は有償で

あり、その役務提供期間は1年間であること、また、同契約に基づく5回目以降の脱毛の施術の対価は無償であり、その役務提供期間は無制限であることを読み取ることができ、本件クレジット契約書の交付をもって本件対象消費者に本件法定書面を交付したというべきである。

したがって、この点に関する原告の主張も採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、争点(3)（クーリング・オフ）に関する原告の主張は理由がない。

4 争点(4)（本件クレジット契約の不実告知による取消し（割販法35条の3の15第1項）の可否）について

(1) 原告は、本件脱毛エステ業者が、本件クレジット契約の締結を勧誘するに際して、①「無償施術期間無制限」「期間無制限の脱毛品質保証」などの表示を強調することで、本件対象消費者に、無償での役務提供期間において施術の不履行や中途解約が生じた場合に本件脱毛エステ業者に清算義務が生じないとの誤認を生じさせたこと、②本件脱毛エステ業者の商法は破綻することが必至であるのに、無償で期間及び回数を無制限として全身脱毛の施術を受けられるかのように表示したことは、いずれも不実告知に当たり、本件対象消費者は、割販法35条の3の15第1項により、本件クレジット契約を取り消すことができる旨を主張する。

(2) しかしながら、上記①については、本件脱毛エステ契約に関し、一般論として有償施術の回数・契約期間経過後の中途解約時等に本件脱毛エステ業者に清算義務が生ずると断ずることができないのは前記3(1)で検討したとおりであり、原告の主張は前提を欠く。また、仮に原告の主張する誤認があったとしても、有償施術の回数・契約期間経過後の中途解約時等に本件脱毛エステ業者に清算義務が生じる方が一般的に本件対象消費者にとって有利といえるから、本件対象消費者が本件脱毛エステ業者に清算義務が生じないとの誤認をしたこ

とによって本件クレジット契約を締結した、あるいは上記誤認がなければ本件クレジット契約を締結しなかったという関係にあるとはいえず、事実誤認と本件クレジット契約の締結との因果関係を認めることも困難であるというべきである。

5 また、上記②については、確かに、本件脱毛エステ業者が、本件脱毛エステ契約と同様の契約を長期間にわたり多数の顧客との間で締結し続けた場合、年数
10 が経過するほど無償施術を請求する顧客が累積し、経営を維持するために必要な財源を確保できなくなるおそれがあることは否定できないが、本件対象消費者が本件脱毛エステ契約を締結した平成31年1月1日から令和5年9月25日
15 までの期間の時点で、本件脱毛エステ業者が将来的に破綻することが確定していたと認めるに足る証拠はなく、無償で期間及び回数を無制限として役務提供を約することが、それ自体として不実告知に当たるとは認められない。
(3) したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができず、争点(4)（不実告知による取消し）に関する原告の主張も理由がない。

15 5 文書提出命令の申立てについて

 被告の令和7年6月27日付け文書提出命令の申立て（同年（モ）第141号）は、①FAVORIX社実施のキャンペーンの条件等を記載した広告及び勧誘に係る電子メール、②キャンペーンによる施術を受ける際の契約書及び同意書、③
20 キャンペーンに係る顧客管理表及び役務状況一覧の提出をFAVORIX社に命ずるよう求めるものである。しかし、これらの文書は、その内容に加え、前記前提事実(4)のキャンペーンの性格を併せ考慮すれば、証拠調べの必要性を欠くことが明らかであるから、これを却下することとする。

第4 結論

 よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。
25

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判官

長妻 彩子 

5

裁判官

宮本 由梨花 

裁判長裁判官鈴木尚久は差し支えのため、署名押印することができない。

10

裁判官

長妻 彩子 

対象消費者目録

平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間、訴外株式会社ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」と称する、5回目以降期間無制限・無償施術付きの全身脱毛エステティック契約を締結し、その対価の支払いにつき、被告との間で、個別信用購入あっせん契約を締結し、本件口頭弁論終結日までの間、被告に対し割賦金の全部または一部の支払いを行った者であって、本件共通義務確認訴訟にかかる債権確定手続の基準日までの間に、被告に対し本件クレジット契約についてクーリング・オフの行使または不実告知取消しの意思表示をした者

これは正本である。

令和7年12月26日

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 飯 田 大 介

